とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号中「管理栄養士」とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号中「管理栄養士」とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

○国土交通省令第四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第一条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定） **第三条**　法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。	（認定） **第三条**　法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　水密すべり戸	（新設）
十一～二十七　（略）	十～二十六　（略）
（削る）	二十七　圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）
二十八　（略）	二十八　（略）
二十九　ポンプ（油圧ポンプを除く。）	二十九　蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ
三十　油圧ポンプ及び油圧モータ	（新設）
三十一　圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）	（新設）
三十二　熱交換器	（新設）
三十三　内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ及びピストン	三十　内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ、ピストン、油冷却器、水冷却器、冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ
三十四　（略）	三十一　（略）
（削る）	三十二　ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ
（削る）	三十三　排気タービン過給機の空気冷却器
三十五　船尾軸封装置	三十四　（略）
三十六～四十　（略）	（新設）
四十一　燃料油タンク	三十五～三十八　（略）
四十二・四十三　（略）	（新設）
（削る）	三十九・四十　（略）
四十四～五十　（略）	四十一　燃料油移送ポンプ及びビルジポンプ
（削る）	四十二～四十八　（略）
（削る）	四十九　消火ポンプ
	五十　バラストポンプ

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。